

京都市告示第282号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第16条第1項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

平成30年8月31日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
<small>ぼんとちょう</small> 先斗町京町家保全継承地区	約2.1ヘクタール

2 先斗町京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市中京区橋下町，若松町，梅之木町，松本町，柏屋町，材木町，下樵木町，鍋屋町，石屋町及び下京区橋本町の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

(京都市都市計画局まち再生・創造推進室)